小田原市報
外号
発行所
小田原市役所
小田原市幸1の138
編集兼発行人
石井重治
印刷所
株式会社共同印刷
定価一部三円

復活した軍人恩給

受給申請の御相談は厚生課へ

恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）が去る八月一日公布施行されましたので、今まで「恩給法の特例に関する件」（昭和二十一年ポツダム勅令第六十八号）によつて恩給が停止せられていた旧軍人軍属の方々にも恩給が復活支給されることになり、また昨年四月一日実施せられました「戦傷病者戦没者遺族等援護法」により遺族年金又は弔慰金を受けられた軍人の大部分の遺族及びその他の旧軍人軍属の遺族にも四月にさかのぼつて恩給が支給されることになりました。

但し援護法の適用をうけた軍属の遺族のうち、軍属の身分が有給の嘱託雇員、傭人、工員、鉱員の方の遺族は、今回の恩給の適用は受けられません。

以下、この恩給について略記してみます。

軍人恩給の種類

改正された恩給には大別して、毎年支給される年金制度のものと、一回支給で終りの一時金制度のものとがあります。

年金制度のものは普通恩給、増加恩給、傷病年金、公務扶助料、普通扶助料の三種類、一時金制度のものには傷病賜金、一時恩給、一時扶助料の三種類合計八種類あります。

恩給の加算と通算

従来旧恩給法においては例えば戦地で一年勤務すれば三年加算して都合四年勤務したことに計算されましたがこのような加算制度は全面的に廃止されました。

ただ例外としてこの加算が廃止されることによつて過去において得た普通恩給権を失う場合に限つて、既得権を擁護するという建前から、この場合今度の恩給法では四十五才未満の者に対しては全額停止され、さらに五時から引続いて生計関係のある扶養家族に家族加給として一人につき四、八〇〇円支給されます。

普通恩給

普通恩給というのは軍人として最短恩給年限以上勤務したことにより受けることのできる年金たる恩給であります。その年金額は（別表参照）の三分の一の金額で階級、勤務年数により区別されます。

未復員者で目下抑留中の者でも引続いた在職年数が右の年数に達した者はその留守家族より請求ができます。

増加恩給

増加恩給とは、傷病軍人に支給される年金たる恩給で傷病の程度が或る一定の限度以上の者で勤務年数と退職当時の階級に応じその金額がきめられ別に前述の普通恩給が併せて支給されます。この場合在職年数が恩給の所要最短在職年に達しない場合でも達したものとして普通恩給が支給されますこの外に妻及び退職当時から引続いて生計関係のある扶養家族に家族加給として一人につき四、八〇〇円支給されます。

傷病年金と傷病賜金

公務による傷病者でその程度が増加恩給を受ける程度には達しないが、別に定める傷病程度以上の軽傷病者に支給される年金及び一時金であつて傷病の程度により、年金たる傷病年金か、一時金たる傷病賜金を選択することができます。

普通扶助料

普通恩給を受けていた者又は普通恩給請求権が発生していたが、未裁定のまま公務以外の理由で死亡した者の遺族に支給される年金たる恩給で、支給年金額は死亡した本人の受けていた又は受けるべきであつた普通恩給年額の半額です。

この扶助料の支給をうけられる遺族の範囲は死亡した本人の妻、満二十才以下の子、夫、父、母、満二十才以上の子、祖父母であつてこの順位により、しかも旧民法時代は死亡者が同一戸籍、新民法後は生計を共にしていた事が必要です。

但し夫、満二十才以上のその留守家族より請求ができます。

増加恩給

増加恩給とは、傷病軍人に支給される年金たる恩給で傷病の程度が或る一定の限度以上の者で勤務年数と退職当時の階級に応じその金額がきめられ別に前述の普通恩給が併せて支給されます。この場合在職年数が恩給の所要最短在職年に達しない場合でも達したものとして普通恩給が支給されますこの外に妻及び退職当時から引続いて生計関係のある扶養家族に家族加給として一人につき四、八〇〇円支給されます。

傷病年金と傷病賜金

公務による傷病者でその程度が増加恩給を受ける程度には達しないが、別に定める傷病程度以上の軽傷病者に支給される年金及び一時金であつて傷病の程度により、年金たる傷病年金か、一時金たる傷病賜金を選択することができます。

普通扶助料

普通恩給を受けていた者又は普通恩給請求権が発生していたが、未裁定のまま公務以外の理由で死亡した者の遺族に支給される年金たる恩給で、支給年金額は死亡した本人の受けていた又は受けるべきであつた普通恩給年額の半額です。

この扶助料の支給をうけられる遺族の範囲は死亡した本人の妻、満二十才以下の子、夫、父、母、満二十才以上の子、祖父母であつてこの順位により、しかも旧民法時代は死亡者が同一戸籍、新民法後は生計を共にしていた事が必要です。

但し夫、満二十才以上のその留守家族より請求ができます。

公務扶助料

公務により死亡（病死を含む）した者の遺族及び増加恩給受給者の遺族に支給される年金たる恩給この外に家族加給として一人につき四、八〇〇円加算されます。

一時恩給

短期在職者に支給されるもので在職七年以上であつて下士官以下は十二年未満、准士官以上にあつては十三年未満の在職者に支給される一時金であります。條件としては引続き七年以上在職したことが必要であります。

一時扶助料

一時恩給を貰う資格のある者が在職中公務以外の理由で死亡した場合又は退職後死亡した場合その遺族に対し支給されるものです。

その金額は一時恩給額と同じです。

恩給額の算出方法

算出の基礎となる假定俸給年額

大將	494,400円	中尉	115,200円
中將	390,000円	少尉	99,600円
少將	292,800円	准士官	87,600円
大佐	244,800円	曹長又は上等兵曹	73,200円
中佐	228,000円	軍曹又は一等兵曹	70,800円
少佐	186,000円	伍長又は二等兵曹	68,400円
大尉	146,400円	兵長以下	60,600円

准士官以上は13年　下士官兵は12年勤続した時これを最短恩給年限という。最短恩給年限を越える年数をN（註実役年…13年……准士官以上　12年……下士官兵）とし不足年数をMとします。

普通恩給算出の方法

1　最短恩給年限の場合　仮定俸給額$\times\frac{50}{150}$

2　最短恩給年限を超える場合　仮定俸給額$\times\left(\frac{50}{150}+\frac{N}{150}\right)$

3　最短恩給年限に不足する場合（加算により最短恩給年限に達したる者）

$$\text{仮定俸給額}\times\left\{\frac{50}{150}-\left(\frac{3.5}{150}\times M\right)\right\}$$

但し$\{\ \}$は$\frac{25}{150}$以下にはしない。

増加恩給算出の方法

最短恩給年限を超える場合　仮定俸給額$\times\left(\frac{50}{150}+\frac{N}{150}\right)$+増加恩給額

最短恩給年限に不足する場合　仮定俸給額$\times\frac{50}{150}$＋増加恩給額（この場合在職年が13年（准士官）12年（下士官以下）未満の場合であつても夫々13年12年の最短恩給年限勤続したものとして計算する）

この外に扶養加給あり。

傷病年金（上段）傷病賜金（下段）

区分	將校	准士官	下士官	兵
第一款症	15,400 74,800	15,100 73,400	14,700 71,400	14,000 68,000
第二款症	13,200 65,500	13,000 64,300	12,600 62,500	12,000 59,500
第三款症	11,000 56,100	10,800 55,100	10,500 53,600	10,000 51,000
第四款症	9,900 46,800	9,700 45,900	9,500 44,600	9,000 42,600

普通扶助料算出方法

最短恩給年限の場合

$$\text{仮定俸給額}\times\frac{50}{150}\times\frac{50}{100}$$

最短恩給年限を越える場合

$$\text{仮定俸給額}\times\left(\frac{50}{150}+\frac{N}{150}\right)\times\frac{50}{100}$$

最短恩給年限に不足する場合

$$\text{仮定俸給額}\times\left(\frac{50}{150}-\frac{3.5}{150}\times M\right)\times\frac{50}{100}$$

公務扶助料（戦沒者の遺族の方）算出方法

算出率をRとして　算出率表

將官 17割　佐官 19割　尉官 20割　准士官 20.5割

曹長 23.5割　軍曹 24割　伍長 24.5割　兵長以下 26.5割

最短恩給年限の場合

$$\text{仮定俸給額}\times\frac{50}{150}\times\frac{50}{100}\times R$$

最短恩給年限を越える場合

$$\text{仮定俸給額}\times\left(\frac{50}{150}+\frac{N}{150}\right)\times\frac{50}{100}\times R$$

最短恩給年限に不足する場合

$$\left(\text{仮定俸給額}\times\frac{50}{150}\right)\times\frac{50}{100}\times R$$

（この場合在職年が13年（准士官以上）12年（下士官兵）未満であつても夫々13年12年の最短恩給年限勤続したものとして計算する）

この外に扶養加給あり。

援護法と恩給法との関係

恩給法上の遺族と援護法上の遺族とは多少異つておりまして援護法では内縁の妻、孫は遺族として扱われていましたが、恩給法ではこれを認めません。又援護法では父母祖父母は六十才以上、子は十八才未満の者に限つておりましたが恩給法では父母、祖父母については年齢の制限がなく、子は満二十才未満まで認めております。更に重要な要件の一つとしては死沒者の死亡が昭和二十二年十二月三十一日以前の場合は前記の遺族は死亡者と同一戸籍にあつたことが絶対要件であり、昭和二十三年一月一日以降の場合は死亡者と生計関係のあることが要件となつておることであります。従つて援護法では分家していた子が戦沒した場合その父母は死亡者と生計関係があれば年金を受ける権利がありましたが恩給法ではその死亡者が昭和二十二年十二月三十一日以前に死亡している場合は権利又は資格がないことになります。

援護法では遺族各々に請求権がありますが恩給法では遺族の内の一人のみが先順位者として請求権があり、その他の者は單なる資格者に過ぎません従つて先順位者である本人の妻が死亡又は資格を失つた場合は次順位者の子が請求権者となりますこのようにして順次恩給の請求をすることになります。

援護法では妻が戸籍上實家に復籍した場合でも再婚しない限りその時期の如何を問わず年金を請求する権利がありましたが恩給法では旧民法時代（昭和二十二年十二月三十一日以前）の復籍は失権し新民法（昭和二十三年一月一日以降）後は資格を失いません。

援護法上の遺族年金を恩給法上の公務扶助料に切替えるに当り次順位者たる遺族の方は遺族年金か扶助料か何れかを希望により選擇できますが手續き方法を誤ると受給資格を失う事情の方もあり又選び方により今後不利益になるような場合も生じますのでこの点につき十分御留意願いたいと存じます。

◇

以上今度の恩給法につき概略説明致しましたが目下恩給申請相談に應じておりますから市役所厚生課までお出向き下さい。なお旧軍人の遺族の方で援護法により遺族年金を目下貰つておられる方々の恩給手續に必要な謄抄本は当市内に本籍のある方の分は目下本庁、各支所の戸籍係において作製いたしておりますから改めて戸籍係に依頼される必要はありませんが、当市内に本籍のない方々は御手数でも戦沒者の記載ある戸籍又は除籍謄本及び遺族全部の載つている現在の謄本を取寄せ御用意下さい。いずれ近日中に御出向き願い御意見等を参酌して処理の上申達する予定でおりますからお出向きの節は必ず印章を御持参願います。